

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

聖籠町長 西 脇 道 夫

#### 聖籠町条例第5号

#### 聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例（昭和50年聖籠町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「又は心身に」を「精神若しくは身体に」に、「できなくなったとき」を「できなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 火災援護資金の貸付けを受けた者が、第11条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 火災援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該火災援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

第10条中「なお、この場合において猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする」を「ただし、火災援護資金の貸付けを受けた者が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、火災援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった火災援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(報告等)

第 1 1 条 聖籠町は、償還金の支払を猶予し、又は火災援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除する否かを判断するために必要があるときは、火災援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、火災援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。